



APO_社労士通信

従業員が裁判員に選ばれたら？

国民の経験・良識を裁判に反映し、司法に対する理解を深め、司法への信頼を向上させることを目的として、平成16年に『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』が成立し、平成21年5月21日から裁判員制度が実施されます。

最高裁判所の試算によると、裁判員候補者となる確率は、300~660人に1人程度、裁判員または補充裁判員となる確率は4160人に1人程度とされており、裁判員制度の対象事件のうち約7割の事件は、裁判員の選任手続きを含めて3日程度（通常1日5時間程度）を要するとされています。

それでは、実際に裁判員に選ばれた場合に、起こりうる疑問点をいくつか考えてみましょう。

■ 裁判員に選ばれた従業員への出勤命令は違法か？

裁判員は労働基準法第7条の『公の職務』に該当しますので、従業員が裁判員候補者または裁判員等（以下「裁判員等」としての出頭のため必要な時間を請求した場合、使用者はこれを拒むことはできません。拒んだだけで7条違反として、6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。また、出頭する従業員自身も単に仕事が忙しいという理由だけではなく、重要な仕事で自分で処理しないと著しい損害が生じる恐れがある場合、親族・同居人の介護・養育の必要がある場合、妊娠中または出産の日から8週間を経過していない場合等やむを得ない理由がないと辞退することもできません。

■ 裁判員休暇は有給 それとも 無給？

給与に関しては規定されていないので、有給にするか無給にするかは、当事者（使用者と従業員）間で決めることになります。大手企業を中心に従業員が裁判員等に選ばれた場合に備え、特別有給休暇制度を導入する企業が増えています。この休暇制度は、年次有給休暇とは別枠扱い・上限日数を設けない・全従業員（パートタイマー等含）に対し付与の傾向があります。また、裁判員等には日当等が支払われるため、日当と賃金の差額を支給するという企業もあるようです。

■ 裁判員として出頭する日に、年次有給休暇を申請することはできるか？

判例によると、年次有給休暇は『利用目的は労基法の関知しないところであり、休暇をどのように利用するかは、使用者の干渉を許さない労働者の自由』とされています。したがって、取得した年休を利用して公務を執行することは可能です。

⇒無給の公務休暇制度 VS 年次有給休暇

無給の公務休暇制度を設けている場合、その日に年次有給休暇を取得したいという申出があることが予想されます。本来公の職務執行日は労働義務免除日であり、年次有給休暇は労働義務の無い日には成立しないとされていますが、従業員が公務休暇を請求して初めて労働義務が免除されるため、公務休暇と年次有給休暇のどちらを申請するかは従業員の自由と解されます。

■ 裁判員休暇は就業規則に記載する必要があるか？

裁判員は、「公の職務」に該当しますので、公民権行使の保障のような形で、既に就業規則に記載している場合も多々あります。しかし、裁判員は他の「公の職務」以上に選任される可能性が高く、対象となる事件の開廷が20回以上となるケースも1.9%と試算されているので、職務の執行に必要な時間全てを有給にするのか、有給とした場合でも日当等の調整をどうするか等、制度開始時点までに各企業で方針を明確にし、就業規則等に記載しておくことが望ましいでしょう。



知っておきたいミニ知識(労働基準法)

第6回 公民権と公の職務

労働基準法第7条では、労働者が労働時間中に選挙権その他の公民としての権利を行使し、又は公の職務の執行をするために必要な時間を請求した場合、使用者は拒否できないと規定しています。ただし、すべての権利や公の職務が労働基準法という公民としての権利や公の職務の執行に該当するわけではなく、何が該当するかの詳細は通達されています。「裁判員」と「労働審判員」は、平成17年の通達で公の職務の執行に追加されましたので、「裁判員」として必要な時間を請求された場合には、使用者は拒否できないということになります。

また、上記の権利行使又は職務執行中の賃金に関しては、何も規定されていないので、有給にするか無給にするかは労使当事者の自由とされています。

それでは、就業規則等で『会社に無断で公職に就いた場合は、懲戒解雇とする』と定めておいた場合の懲戒解雇の効力はどうなるでしょうか？就業規則作成の際、業務遂行の阻害を防ぐため事前に届出させることは必要と考えられますが、会社として公職就任の拒否・届出が無いことによる懲戒解雇は、公民権行使保障の原則に反するため無効となります。

なお、裁判員法第100条では、裁判員等の職務を執行するために休暇を取得したこと等を理由として、解雇等の不利益な取り扱いをすることを法をもって禁止し、裁判員の地位を保障しています。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO_社会保険労務士法人 本田和子 / 望月伸恵 / 三浦俊彦 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区揚場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03 (5228) 1820 FAX 03 (5228) 1830

ホームページもご覧下さい。
<http://www.apoutsourcing.jp/>